破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３号
北海道日高郡新ひだか町静内緑町５丁目３番16号、住民票上の住所北海道日高郡新ひだか町静内ときわ町３丁目11番18号　ドリームインときわ
債務者　小山内浩司
１　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第８８号
宮城県柴田郡大河原町大谷字見城前57番地111　町営住宅Ｂ－２号棟404号
債務者　桃野太喜子
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第１９号
神奈川県厚木市岡田１丁目８番６―101号
債務者　岡　ひろみ
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１６０号
新潟県胎内市乙832番地３
債務者　舟山　茂好
１　決定年月日時　平成25年２月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１６１号
新潟県胎内市乙832番地３
債務者　舟山　洋子
１　決定年月日時　平成25年２月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第２３６９号
愛知県春日井市六軒屋町４丁目160番地　レヴリーファミーユ203号
債務者　ファッションイワサキこと　岩崎　茂実
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５０１号
愛知県瀬戸市原山台２丁目14番307号
債務者　溝部　謙二
１　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４２１号
愛知県一宮市東五城字古川303番地　ニューハイムⅡ―102号
債務者　宮脇　康弘
１　決定年月日時　平成25年２月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４２８号
愛知県一宮市木曽川町黒田字酉新田東ノ切７番地３
債務者　伊藤　道子
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４２９号
愛知県一宮市萩原町朝宮字栄60番地
債務者　徳山　真弓（旧姓深井）
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字舟入３番地１　コープ野村Ａ―1010号
債務者　井上佳代子
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１３１号
岡山県美作市入田513番地10　美作団地２―204
債務者　髙田　栄子
１　決定年月日時　平成25年２月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第３４６号
香川県東かがわ市三本松154番地17、住民票上の住所香川県東かがわ市三本松151番地３
債務者　冨　　由紀（旧姓岡村）
１　決定年月日時　平成25年２月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２９６１号
福岡市西区石丸１丁目15番１―205号
債務者　田中　博幸
１　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９８８号
福岡県大野城市下大利４丁目８番26号
債務者　江藤　一則
１　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２４６号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬1037番地ビッグバレーＦ棟101号
債務者　岡部さやか（旧姓清水）
１　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３４８号
福岡県大野城市平野台２丁目11番16号
債務者　木村　容子
１　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部